

八尾市監査基準

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
 - 第2章 一般基準（第4条・第5条）
 - 第3章 実施基準（第6条－第12条）
 - 第4章 報告基準（第13条－第17条）
 - 第5章 補則（第18条）
- 附則

第1章 総則

（基準の目的）

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第198条の4第1項の規定に基づき、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の適切かつ有効な実施を図るための基準を定めることにより、監査委員が遵守すべき基本原則を明確にするとともに、市民の当該行為に対する信頼の向上を図り、もって本市の行財政運営の健全性及び透明性の確保に寄与することを目的とする。

（監査、検査、審査その他の行為の目的）

第2条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、本市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

（監査等の範囲及び目的）

第3条 この基準において「監査等」とは、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為のうち、次の各号に掲げるものをいい、それぞれ当該各号に定めることをその目的とする。

- (1) 財務監査（法第199条第1項の規定による監査をいう。以下同じ。） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (2) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査をいう。以下同じ。） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (3) 財政援助団体等監査（法第199条第7項の規定による監査をいう。以下同じ。）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び指定管理者（法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものをいう。）の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

(4) 決算審査（法第233条第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の審査をいう。以下同じ。） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

(5) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査をいう。以下同じ。） 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(6) 基金運用審査（法第241条第5項の審査をいう。以下同じ。） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の審査をいう。以下同じ。） 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（前項に規定する監査等に係るものを除く。）についても、当該法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

第2章 一般基準

（倫理規範）

第4条 監査委員は、この監査基準に則って、常に、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならないものとする。その職を退いた後も、同様とする。

3 監査委員は、その職務を遂行するために自己研鑽に努めるものとする。

4 監査委員は、監査事務局（八尾市監査委員条例（昭和39年八尾市条例第9号）第6条第1項の規定に基づき設置する事務局をいう。）の職員に対し、監査委員の職務がこの基準に則って遂行されるよう、自己の専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（質の管理）

第5条 監査委員は、この基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる

質を確保するものとする。

- 2 監査委員は、年間監査計画、実施計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第3章 実施基準

(年間監査計画等)

第6条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、年間監査計画を策定するものとする。年間監査計画には、監査等の種類、時期、対象、実施方法等を定めるものとする。

- 2 監査委員は、年間監査計画に定める監査等について、当該監査等の対象に係るリスクが及ぼす影響の重要度を評価した上で、その程度に応じて体系的に監査等の種類、時期、対象、実施方法、着眼点等を定めた実施計画を策定するものとする。

(リスクの識別等)

第7条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効率的かつ効果的に監査等を実施するものとする。

- 2 監査委員は、組織及び事務処理に係るルール等の環境の整備並びにその運用の適法性を確保するための取組の状況について情報を集め、総合的に判断し、監査等の種類に応じ、適切に監査等を行うよう努めるものとする。

(監査等の実施手続)

第8条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、実施計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択して、実施するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。
- 3 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜、監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。
- 4 監査委員は、原則として、監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定前に、対象部局等の長から弁明を聴取するものとする。

(報告の聴取)

第9条 監査委員は、会計管理者又は企業管理者が実施する指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対し報告を求めることがで

きるものとする。

- 2 監査委員は、会計管理者が実施する地方税の収納の事務の委託を受けた者に対する検査の結果について、会計管理者に対し報告を求めることができるものとする。

(各種の監査等の有機的な連携)

第10条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員の選任)

第11条 監査委員は、専門的な事項について調査や判断を必要とする場合には、監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができるものとする。

(外部監査人との連携)

第12条 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、外部監査人との連携を図るものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告の作成及び提出等)

第13条 監査委員は、監査の結果に関する報告を作成し、市議会、市長及び関係のある委員会又は委員（以下「市長等」という。）に提出するものとする。

- 2 監査委員は、必要があると認める場合は、監査の結果に関する報告に添えて、その意見を提出することができるものとする。
- 3 監査委員は、監査の結果に関する報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については、勧告することができるものとする。
- 4 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を作成し、市議会及び市長に提出するものとする。
- 5 監査委員は、決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、その意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第14条 監査委員は、監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の実施方法

- (6) 監査等の結果
- (7) その他監査委員が必要と認める事項
(合議)

第 15 条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を市長等に提出するとともに公表するものとする。

(監査の結果に関する報告等の公表)

第 16 条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置内容の公表)

第 17 条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、期限を付して措置の内容の報告を求めるものとし、これらの者から報告を受けた当該措置の内容を公表するものとする。

第 5 章 補則

(その他)

第 18 条 監査委員は、この基準に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員の合議により別に定めるものとする。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。